

## 平成22年度作製分 八代市有料指定袋広告掲載事業者募集要領

八代市では、指定小売店（約370店舗）で販売している八代市有料指定袋の大袋本体(以下「指定袋」という。)と指定袋の外装(紙帯)に掲載する広告を募集します。

ご希望の事業者の方は募集要領をご覧になり所定の方法でお申込ください。

### 1. 広告の概要

広告媒体	指定袋の大袋本体	指定袋の大袋の外装（紙帯）
掲載箇所	<p>別紙デザイン図（1）のとおり</p> <p>※1 枠</p> <p>※縦110mm×横350mm</p> 	<p>別紙デザイン図（2）のとおり</p> <p>※2 枠（①②を同一の広告主）</p> <p>※①縦 30mm×横90mm</p> <p>②縦120mm×横90mm</p> 
印刷色	黒1色	赤・黒2色（白抜き可）
印刷枚数	<p>1セット：240,000枚</p> <p>※約1ヶ月間の流通数量です。</p> <p>※1本に10枚巻き込まれます。</p> <p>※4月～7月の流通分3セット（1セットからの申込み可）</p>	<p>1セット：24,000本分</p> <p>※約1ヶ月間の流通数量です。</p> <p>※4月～7月の流通分3セット（1セットからの申込み可）</p>
広告料（消費税込）	<p>最初の1セット（版代を含む）</p> <p>：140,000円</p> <p>2セット以降1セット増える毎に</p> <p>：80,000円</p>	1セット当り：40,000円
広告期間	<p>広告を掲載した指定袋全量が販売されるまで。</p> <p>※広告に掲載するデザインが提出されてから約2ヵ月後から各店舗で販売される見込みです。</p>	
備考	<p>○平成22年度分は、3セットまで申し込みができます。</p> <p>○指定袋と外装の両方に同一の広告主が掲載することもできます。その場合は、それぞれの広告料が必要となります。</p> <p>○平成22年度作製分は、平成23年7月頃まで指定小売店で販売される見込みです。指定小売店によっては8月以降も販売している場合もあります。</p> <p>○広告には、次の注釈が入ります。ご了承ください。</p> <p>※広告の内容等は、八代市が推奨等しているものではありません。広告の内容についてのご質問は、広告主にお問合せください。</p> <p>○各指定小売店での販売数量が異なりますので、広告を掲載した指定袋が全ての指定小売店で販売されるとは限りません。</p>	

## 2. 広告の周知性

指定袋の大袋は1世帯当り約2ヶ月間に1本（10枚巻）の割合で購入されていますので、2ヶ月間で市内の多くの世帯が広告の入った指定袋を購入されることになります。指定袋に掲載された広告は、指定袋を使用するたびに市民の目に触れることになりますし、外装（紙帯）に広告を掲載した場合は、殆どの指定小売店の店頭で広告の入った指定袋が陳列されることになりますので、周知度は高いと思われます。

## 3. 広告掲載基準及び募集対象者

広告の掲載については、八代市広告掲載要領、八代市広告掲載基準及び本募集要領を承諾し、履行できる事業者及び広告内容であること。

但し、次の要件に該当する場合は応募できません。

- (1) 指定小売店（市の承認を受け有料指定袋を販売している店舗等）
- (2) 指定小売店に関する情報を掲載した広告内容

※広告掲載要領及び広告掲載基準についてはリンク先をご覧ください。

[広告事業のページ](#)

## 4. 申込方法

広告の掲載を希望する事業者の方は「八代市有料指定袋広告掲載申込書」に必要事項を記入し、掲載しようとする広告の原稿デザイン（案）及び事業活動内容が分かる書類を添え、持参若しくは郵送にて申し込んでください。

なお、申込先である行政改革課に申込書が到着した順番を受付順とします。

## 5. 応募期間

平成23年1月11日（火）～平成23年1月31日（月）

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 6. 広告掲載の申込先及び問合せ先

- (1) 申込先及び有料広告事業に関すること

熊本県八代市 企画振興部 行政改革課 中山

〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL 0965-32-4711（直通） 0965-33-4111（代表）内線2576

（課代表）e-mail：[gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp)

- (2) 八代市有料指定袋への広告掲載に関すること

熊本県八代市 市民環境部 清掃センター 山口

〒866-0044 八代市中北町3743

TEL：0965-32-4675（直通）

（課代表）e-mail：[seiso@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:seiso@city.yatsushiro.lg.jp)

## 7. 広告の掲載順位の決定

広告の掲載の申込みが複数あった場合には「八代市広告掲載要領」の規定に基づき、下記の掲載順位により広告主を決定し、応募した事業者に対し、応募の結果を通知します。

- ①事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告。
- ②市内に事業所を有する企業等に係る広告。
- ③その他のもの

広告の申込み数量の合計が3セットを超える場合で、上位掲載順位によっても順位に同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できない時は、次の順位で決定します。

ア. 広告の申込み数量（セット数）の多い順。

イ. 広告の申込み数量（セット数）が同じ場合は受付順。

（申込先である行政改革課に申込書が到着した順番を受付順とします。）

なお、決定された掲載順位によっては、希望されたセット数の広告ができない場合があります。

## 8. 契約を締結する広告主の決定後の手続き

ア) 広告掲載契約書を交わします。

イ) 広告主の方は、指定の期日（約2週間以内）までに広告内容承認申請書及び、掲載する広告原稿を市に提出してください。原稿はできるだけ電子データで提出してください。もし電子データでの提出が困難な場合は、原寸大の原稿を提出してください。

市は、広告関連規定に基づき審査し、広告内容審査結果を通知します。広告内容に変更を求める場合がありますのでご了承ください。

## 9. 広告掲載料の納付

市から送付される納付書により指定期日まで一括して納入していただきます。

## 10. その他

(1) 広告のデザイン考案料、原稿作成料等は広告主の自己負担になります。

(2) 広告申込みから掲載・流通終了までの主なスケジュールは次のとおりです。

※広告を掲載した指定袋の流通開始時期・終了時期は見込みです。

